

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目12番23号
株式会社 F R O N T E O
代表取締役社長 守 本 正 宏

第15回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年6月30日開催の第15回定時株主総会におきましては、ご出席および継続会開催のご了承賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本継続会は、平成30年6月30日開催の第15回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、第15回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年7月11日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー19階 ゴールド19
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
本年6月30日開催の定時株主総会の会場とは異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第15期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fronteo.com/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは『BrightValueの実現～記録に埋もれたリスクとチャンスを見逃さないソリューションを提供し、情報社会のフェアネスを実現する～』という企業理念のもと、独自開発の人工知能 (AI) エンジン「KIBIT (キビット)」を核とする高度な情報解析技術を駆使し、祖業である国際訴訟支援、不正調査から製造、金融、小売、流通、そして医療介護分野といったさまざまなフィールドで必要かつ適切な情報に出会えるフェアな世界の実現および社会課題の解決に貢献しております。

当連結会計年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) における世界経済は、先進国が主導的な形で正常化に向けて本格化してきたものの、引き続き海外経済の不確実性や地政学的リスクの高まりが懸念され、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。わが国経済は、高水準の企業収益や雇用情勢の改善等により、全体として緩やかな回復基調が続きました。また、平成29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－」では、IoT (モノのインターネット) や人工知能 (AI) といった革新的技術の本格的な社会実装がわが国の中長期的な成長を実現する鍵と位置付けられました。労働人口減少、長時間労働、業務プロセス改善という課題の解決に向けて、人工知能 (AI) の効果を実証実験する事例が連日発表されるなど、人工知能 (AI) 市場は急速に立ち上がりつつあります。このような状況のもと、当社グループは他社に先駆けて人工知能 (AI) を実ビジネスへ実装してきたフロントランナーとしての経験を活かし、人工知能 (AI) 市場の開拓に一層努めてまいりました。

リーガルテック事業（※）につきましては、eディスカバリ（アジア企業案件）市場が年率15%で拡大を続けております。これは、ディスカバリの対象となる企業が保存する電子情報のデータ量が急激に増大していることが主因であり、一方で、単価の引き下げ圧力は年々高まっている状況です。今後は、eディスカバリツールを自社で保有するベンダーが圧倒的に優位となる構造へと大きく変化することが考えられます。当社グループは、独自開発のeディスカバリ支援システム「Lit i View（リットアイビュー）」を活かし、アジア言語の解析力、人工知能（AI）技術の活用による効率性や全行程をワンストップでサポートする対応力を武器に、アジア企業の案件獲得に向けてクロスボーダー営業の体制構築を最優先課題として取り組みました。こうした営業強化の成果が、当連結会計年度の第3四半期以降より発現したことから、年度後半は韓国・台湾拠点の売上高が好調に推移いたしました。また、第2四半期より本社主導で進めた米国子会社の構造改革（徹底した案件管理やコスト削減努力）の結果、米国子会社では当第4四半期に四半期ベースで営業黒字化を達成し、リーガルテック事業全体では通期営業黒字化を実現いたしました。

AIソリューション事業（※）につきましては、国内においてビジネスインテリジェンス、ヘルスケア、デジタルコミュニケーションの各分野が好調に推移したことに加え、韓国・台湾などの海外拠点においてもKIBIT搭載製品導入による売上高の拡大を実現いたしました。この結果、ストックビジネスであるAIソリューション事業において導入社数を78社と積み上げ、セグメント全体の売上高は前年度比2.9倍と大幅に成長し、四半期ベースで第3四半期、第4四半期と営業黒字を達成いたしました。

ビジネスインテリジェンス分野では、金融機関への新規採用実績が順調に積み上がったことに加え、既存ユーザーにおいても、当初の導入予定に加え、新たな経営課題の解決を目的に複数の部署でKIBITを活用するといった用途の拡大もみられるなど、当該分野がAIソリューション事業を力強く牽引しています。

ヘルスケア分野では、平成29年5月より子会社である株式会社FRONTEOヘルスケアに新代表を迎え、Evidence Basedの発想のもと研究・開発から解析、営業まで一気通貫の体制を構築するなど組織強化を進めました。製薬業界向けに業務改善コンサルの案件を獲得したほか、中長期プロジェクト（共同研究・受託開発案件）である転倒転落予測システム、疼痛診療支援AIシステム、精神疾患客観評価デバイスといった各製品の開発も順調に進捗しております。さらに、当連結会計年度における大きな成果として、当社グループとしては2つめとなる独自の人工知能（AI）エンジン「Concept Encoder（コンセプトエンコーダー）」を開発いたしました。言語に加え、遺伝子発現情報・バイタルや各種検査値などの数値データを含めた解析を可能とするものであり、ヘルスケアクターのビッグデータの利活用の促進を実現します。既に診断支援、業務支援、製薬業界支援といった幅広い領域のデータ解析に活用しており、次期以降もヘルスケアクターの多様なニーズに添えていきます。

デジタルコミュニケーション分野では、BtoBtoCの分野におけるKIBIT活用領域の開拓を進めたほか、人工知能（AI）搭載ロボットKibiro（キビロ）については、法人顧客向けに需要の多い機能を追加搭載した新パッケージ「Kibiro for Biz」をリリースしたことに加え、個人向けに「見守り機能」を追加搭載した新モデルがメディアで多数露出され、認知度向上に繋がりました。

※当期末より「リーガル事業」の呼称を「リーガルテック事業」に、「AI事業」の呼称を「AIソリューション事業」にそれぞれ変更いたしました。

これらの活動の結果、当連結会計年度における、売上高は12,217,770千円（前年同期比9.0%増）と過去最高額を更新、営業利益177,715千円（前年同期は1,206,662千円の営業損失）となりましたが、為替差損207,622千円を計上したことにより、経常損失16,572千円（前年同期は1,254,944千円の経常損失）となりました。米国子会社において一時的に発生する構造改革費用781,372千円およびAIソリューション事業の減損損失73,160千円を特別損失として計上したこと等による影響から、親会社株主に帰属する当期純損失は828,124千円（前年同期は948,067千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となったものの、上記リーガルテック事業の損益構造改革による効果に加え、クロスボーダー営業の体制の強化により、業績は着実に回復し、次期以降、リーガルテック事業およびAIソリューション事業共に攻めのステージに移行しております。

各事業部門別の売上高の状況は、次のとおりであります。

| 事業部門別            |             |                     | 売上高(千円)    |
|------------------|-------------|---------------------|------------|
| リーガルテック事業        | eディスカバリサービス | Review              | 3,149,787  |
|                  |             | Collection, Process | 2,911,634  |
|                  |             | Hosting             | 4,853,839  |
|                  |             | 計                   | 10,915,261 |
|                  | フォレンジックサービス | フォレンジックサービス         | 391,821    |
| リーガルテック事業売上高 計   |             |                     | 11,307,082 |
| AIソリューション事業      |             | ビジネスインテリジェンス        | 553,711    |
|                  |             | デジタルコミュニケーション       | 66,391     |
|                  |             | ヘルスケア               | 132,967    |
|                  |             | 海外AI                | 157,617    |
| AIソリューション事業売上高 計 |             |                     | 910,687    |
| 合 計              |             |                     | 12,217,770 |

#### (リーガルテック事業)

クロスボーダー営業の体制構築の効果が現れたことに加え、韓国及び台湾で大型案件を獲得したことにより、売上高は11,307,082千円（前年同期比3.8%増）、営業利益は491,630千円（前年同期は491,543千円の営業損失）となりました。

#### (AIソリューション事業)

国内においてビジネスインテリジェンス分野における金融機関向けソリューションが堅調に推移したことに加え、海外AIにおいて韓国でKIBIT搭載製品の販売が売上高に寄与したこと等により、売上高は910,687千円（前年同期比193.1%増）となりましたが、新製品開発や営業・マーケティング活動などの費用を1,224,603千円計上したことにより、営業損失は313,915千円（前年同期は715,118千円の営業損失）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した主な設備投資は、次のとおりであります。

| 会社名         | 設備の内容                 | 投資額(千円) | 使用開始年月   |
|-------------|-----------------------|---------|----------|
| 株式会社FRONTEO | Lit i View7.14        | 41,076  | 平成29年9月  |
| 株式会社FRONTEO | Lit i View7.14SP1     | 12,783  | 平成29年11月 |
| 株式会社FRONTEO | Lit i View7.15        | 22,240  | 平成30年3月  |
| 株式会社FRONTEO | NetAppストレージ DS2246-R5 | 19,512  | 平成29年4月  |

## ③ 資金調達の状況

平成30年1月17日付けの金融機関とのコミットメントライン契約に基づき、平成30年1月22日に10億円の借入を行いました。

また、平成29年12月にはFRONTEO USA, Inc.の構造改革資金として、5億円の資金を調達いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                                     | 第12期<br>(平成27年3月期) | 第13期<br>(平成28年3月期) | 第14期<br>(平成29年3月期) | 第15期<br>(当連結会計年度)<br>(平成30年3月期) |
|---------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                              | 6,274,460          | 10,553,007         | 11,207,730         | 12,217,770                      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>(千円)<br>親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△) | 260,310            | △194,529           | △948,067           | △828,124                        |
| 1株当たり当期純利益又は<br>(円)<br>1株当たり当期純損失(△)                    | 7.45               | △5.47              | △26.07             | △21.79                          |
| 総 資 産 (千円)                                              | 7,641,666          | 12,916,100         | 16,158,872         | 14,578,787                      |
| 純 資 産 (千円)                                              | 5,220,772          | 4,657,450          | 5,018,678          | 4,353,601                       |
| 1株当たり純資産額 (円)                                           | 140.78             | 122.10             | 125.99             | 106.45                          |

(注) 第14期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第13期については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第12期<br>(平成27年3月期) | 第13期<br>(平成28年3月期) | 第14期<br>(平成29年3月期) | 第15期<br>(当事業年度)<br>(平成30年3月期) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                | 3,718,931          | 4,560,299          | 4,415,836          | 4,664,406                     |
| 当 期 純 利 益 (千円)            | 316,933            | 74,432             | 2,929              | 288,878                       |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 9.07               | 2.09               | 0.08               | 7.60                          |
| 総 資 産 (千円)                | 7,377,724          | 11,896,038         | 15,888,059         | 16,955,474                    |
| 純 資 産 (千円)                | 5,032,824          | 5,187,455          | 6,548,327          | 7,187,629                     |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 額 (円)   | 135.86             | 137.47             | 167.18             | 182.01                        |

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                             | 所在地 | 資 本 金         | 持株比率    | 主要な事業内容        |
|-----------------------------------|-----|---------------|---------|----------------|
| FRONTEO USA, Inc.                 | 米国  | 100,000米ドル    | 100.00% | eディスカバリ関連事業    |
| Payment Card Forensics株式会社        | 日本  | 10,000千円      | 60.00%  | カードフォレンジック調査事業 |
| FRONTEO Korea, Inc.               | 韓国  | 700,000千韓国ウォン | 100.00% | eディスカバリ関連事業    |
| FRONTEO Taiwan, Inc.              | 台湾  | 19,000千台湾ドル   | 100.00% | eディスカバリ関連事業    |
| FRONTEO Government Services, Inc. | 米国  | -千円           | 100.00% | eディスカバリ関連事業    |
| 株式会社FRONTEO<br>ヘルスケア              | 日本  | 537,000千円     | 99.81%  | 医療分野情報解析事業     |
| 株式会社FRONTEO<br>コミュニケーションズ         | 日本  | 10,000千円      | 100.00% | デジタルマーケティング事業  |

(注) 当社は、平成30年5月8日付で、当社を存続会社、株式会社FRONTEOコミュニケーションズを消滅会社とする吸収合併を行っております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

##### ① AIソリューション事業の体制強化

当連結会計年度の第3四半期に四半期営業黒字化を達成しており、AIソリューション事業は着実に収益体質へと成長をしております。今後は、一層の需要増加に対応するため、販売強化を目的にパートナー企業の拡充、開発力の強化、各分野の専門知識を持つ人材の獲得によるコンサル力の強化を進めてまいります。

##### ② リーガルテック事業においてアジアの大型案件を継続して獲得できる強固な営業体制（クロスボーダー営業体制）を確立すること

リーガルテック事業は、当連結会計年度における米国子会社の損益構造改革の努力が実り、eディスカバリ市場の需要の変動に耐えうる収益体質を構築いたしました。また、アジアの大型案件獲得に向けて、各国の状況、顧客ニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える営業体制を整えました。今後は、各拠点の連携をさらに深めることで、ベンダー間の競争が益々激しくなる中においても、アジアの大型案件を継続して獲得できる強固な営業体制（クロスボーダー営業体制）を確立いたします。

また、eディスカバリ業界は、解析対象となるデータ量増加への対応が課題となっておりますが、当社グループは、強みである人工知能（AI）の活用範囲を拡充させること、人工知能（AI）技術をさらに向上させることにより各工程の作業を効率化するというテクノロジーの力で対応してまいります。

##### ③ 管理体制強化への課題

日米で上場している企業として社会から信頼を継続的に獲得するため、事業規模の拡大にあわせた組織体制及び内部管理体制の改善・強化を重要な経営課題として認識し、実効性のある内部統制システムへの更なる改善、経営の効率化、会社資源の有効活用等、グループ全体を通じた高度な管理体制の構築と強化を進めてまいります。



(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社9社で構成されており、リーガルテック事業とAIソリューション事業を行っております。

| 事業内容        |             | 主要商品又は主要サービス                                                                                                                  |
|-------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リーガルテック事業   | eディスカバリサービス | ディスカバリ（証拠開示）支援サービス<br>特殊監査支援サービス/ソフトウェア<br>FRONTEO Legal Cloudサービス<br>証拠開示支援ソフトウェア「Lit i View」                                |
|             | フォレンジックサービス | コンプライアンス支援<br>コンプライアンス社内体制構築支援<br>調査サービス<br>電子証拠保全ハードウェア<br>解析ソフトウェア<br>自社開発ソフトウェア販売<br>フォレンジックツール保守<br>フォレンジック調査士育成トレーニングコース |
| AIソリューション事業 |             | 自社開発ソフトウェア販売<br>ビジネスインテリジェンス、デジタルコミュニケーション、ヘルスケア、海外AI分野における情報解析支援                                                             |

(6) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

① 当社

|       |             |
|-------|-------------|
| 本社    | 東京都港区       |
| 名古屋支社 | 愛知県名古屋市中熱田区 |

② 主要な子会社及びその所在地については、「(3) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数  | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|
| 362名（4名） | 124名減（3名増）  |

(注) 使用人数は従業員数であり、派遣社員を除くパートタイマー及び嘱託社員は（）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数  | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|----------|-----------|---------|-------------|
| 162名（1名） | 17名増（－）   | 37.2歳   | 3.0年        |

(注) 使用人数は従業員数であり、派遣社員を除くパートタイマー及び嘱託社員は（）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 額       |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行 | 3,548,249千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 1,981,935千円 |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行         | 327,179千円   |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行       | 163,589千円   |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行         | 149,143千円   |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行         | 100,000千円   |
| 株 式 会 社 百 十 四 銀 行       | 90,000千円    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 86,666千円    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社     | 58,500千円    |

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当連結会計年度において、2期連続して連結経常損失を計上したことにより、金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。また、翌連結会計年度においては、リーガルテック事業において、当連結会計年度において実施したクロスボーダー営業体制の整備及び米国子会社の構造改革の成果が通期で損益に寄与する見込みであります。AIソリューション事業においては、ビジネスインテリジェンス分野で金融や知財といった既存領域でのさらなる浸透に加え、新領域の開拓と事業拡大を加速させるためのマーケティングパートナーの育成も進めてまいります。ヘルスケア分野においては、製薬業界や医療機器メーカーへの業務改善コンサルの提供を進めるほか、共同研究・受託開発案件の獲得に注力いたします。このような施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

したがって、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## 2. 当社に関する事項

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 72,000,000株
- ② 発行済株式の総数 38,029,862株
- ③ 株主数 17,933名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                           | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------------------|------------|--------|
| 守本正宏                          | 6,920,400株 | 18.19% |
| 株式会社フォーカシステムズ                 | 2,984,720株 | 7.84%  |
| 池上成朝                          | 2,722,800株 | 7.15%  |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON   | 1,722,400株 | 4.52%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口) | 991,500株   | 2.60%  |
| THE BANK OF NEW YORK          | 619,700株   | 1.62%  |
| 第一生命保険株式会社                    | 545,900株   | 1.43%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)   | 527,300株   | 1.38%  |
| MSIP CLIENT SECURITIES        | 508,701株   | 1.33%  |
| 神林忠弘                          | 429,800株   | 1.13%  |

- (注)1. 持株比率は自己株式（630株）を控除して計算しております。
2. 平成30年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社、その共同保有者であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー（BlackRock (Luxembourg) S.A.）及びブラックロック・インターナショナル・リミテッド（BlackRock International Limited）が平成30年3月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

| 氏名又は名称                                                   | 住 所                                                 | 保有株券等の数<br>(株) | 株券等保有割合<br>(%) |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------|----------------|
| ブラックロック・ジャパン株式会社                                         | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号                                   | 327,300        | 0.86           |
| ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー(BlackRock(Luxembourg) S.A.)        | ルクセンブルク大公国 L-1855 J.F. ケネディ通り 35A                   | 1,722,400      | 4.53           |
| ブラックロック・インターナショナル・リミテッド(BlackRock International Limited) | 英国 エディンバラ センブル・ストリート1 エクスチェンジ・プレース・ワン(郵便番号 EH3 8BL) | 298,800        | 0.79           |

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成30年3月31日現在)

|                        |                          |                             |         |
|------------------------|--------------------------|-----------------------------|---------|
| 新株予約権の名称               | 第6回新株予約権                 |                             |         |
| 発行決議日                  | 平成24年6月1日                |                             |         |
| 新株予約権の数                | 400個                     |                             |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 当社普通株式                   | 40,000株<br>(新株予約権1個につき100株) |         |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権と引換えに払い込みを要しない      |                             |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | 新株予約権1個当たり               | 80,960円<br>(1株当たり 810円)     |         |
| 権利行使期間                 | 平成27年6月22日から平成30年6月21日まで |                             |         |
| 行使の条件                  | (注1)                     |                             |         |
| 役員<br>の保有状況<br>(注2)    | 社外取締役                    | 新株予約権の数                     | 200個    |
|                        |                          | 目的となる株式の数                   | 20,000株 |
|                        |                          | 保有者数                        | 2名      |
|                        | 監査役                      | 新株予約権の数                     | 200個    |
|                        |                          | 目的となる株式の数                   | 20,000株 |
|                        |                          | 保有者数                        | 2名      |

(注) 1. ①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員(第6回については当社の協力者も含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権の一部行使はできないものとする。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 取締役(社外取締役を除く)について、該当事項はありません。

|                        |                        |                              |          |
|------------------------|------------------------|------------------------------|----------|
| 新株予約権の名称               | 第17回新株予約権              |                              |          |
| 発行決議日                  | 平成29年6月14日             |                              |          |
| 新株予約権の数                | 1,702個                 |                              |          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 当社普通株式                 | 170,200株<br>(各株予約権1個につき100株) |          |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)  | 4,200円<br>42円)               |          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)  | 73,100円<br>731円)             |          |
| 権利行使期間                 | 平成31年7月1日から平成34年7月6日まで |                              |          |
| 行使の条件                  | (注3)                   |                              |          |
| 役員の保有状況                | 取締役                    | 新株予約権の数                      | 1,702個   |
|                        |                        | 目的となる株式の数                    | 170,200株 |
|                        |                        | 保有者数                         | 3名       |

(注)3. ①本新株予約権者は、平成30年3月期及び平成31年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益の累計額が下記(a)乃至(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 800百万円を超過した場合：行使可能割合:50%

(b) 1,000百万円を超過した場合：行使可能割合:100%

②新株予約権者が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに2年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役または従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役または従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii)の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に(i)の要件のみをもって行使することができる。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

|                        |                            |           |         |
|------------------------|----------------------------|-----------|---------|
| 新株予約権の名称               | 第20回新株予約権                  |           |         |
| 発行決議日                  | 平成29年12月22日                |           |         |
| 新株予約権の数                | 600個                       |           |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 当社普通株式                     | 60,000株   |         |
|                        | (各株予約権1個につき100株)           |           |         |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権と引換えに払い込みを要しない        |           |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | 新株予約権1個当たり                 | 70,600円   |         |
|                        | (1株当たり)                    | 706円)     |         |
| 権利行使期間                 | 平成32年12月26日から平成35年12月25日まで |           |         |
| 行使の条件                  | (注4)                       |           |         |
| 役員保有状況                 | 取締役                        | 新株予約権の数   | 600個    |
|                        |                            | 目的となる株式の数 | 60,000株 |
|                        |                            | 保有者数      | 3名      |

- (注) 4. ①本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、(i)権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、(ii)権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii)の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に(i)の要件のみをもって行使することができる。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として、当社使用人及び子会社の役員・使用人に対し交付した新株予約権の状況

|                        |                          |           |         |
|------------------------|--------------------------|-----------|---------|
| 新株予約権の名称               | 第16回新株予約権                |           |         |
| 発行決議日                  | 平成29年4月20日               |           |         |
| 新株予約権の数                | 1,050個                   |           |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 当社普通株式                   | 105,000株  |         |
|                        | (各株予約権1個につき100株)         |           |         |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権と引換えに払い込みを要しない      |           |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | 新株予約権1個当たり               | 77,400円   |         |
|                        | (1株当たり 774円)             |           |         |
| 権利行使期間                 | 平成32年4月22日から平成35年4月21日まで |           |         |
| 行使の条件                  | (注1)                     |           |         |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人                    | 新株予約権の数   | 450個    |
|                        |                          | 目的となる株式の数 | 45,000株 |
|                        |                          | 交付者数      | 3名      |
|                        | 子会社の役員<br>及び使用人          | 新株予約権の数   | 600個    |
|                        |                          | 目的となる株式の数 | 60,000株 |
|                        |                          | 交付者数      | 3名      |

- (注) 1. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。



|                        |                 |                                     |          |
|------------------------|-----------------|-------------------------------------|----------|
| 新株予約権の名称               |                 | 第17回新株予約権                           |          |
| 発行決議日                  |                 | 平成29年6月14日                          |          |
| 新株予約権の数                |                 | 5,808個                              |          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    |                 | 当社普通株式 580,800株<br>(新株予約権1個につき100株) |          |
| 新株予約権の発行価額             |                 | 新株予約権1個当たり 4,200円<br>(1株当たり 42円)    |          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 |                 | 新株予約権1個当たり 73,100円<br>(1株当たり 731円)  |          |
| 権利行使期間                 |                 | 平成31年7月1日から平成34年7月6日まで              |          |
| 行使の条件                  |                 | (注2)                                |          |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人           | 新株予約権の数                             | 1,188個   |
|                        |                 | 目的となる株式の数                           | 118,800株 |
|                        |                 | 交付者数                                | 22名      |
|                        | 子会社の役員<br>及び使用人 | 新株予約権の数                             | 4,620個   |
|                        |                 | 目的となる株式の数                           | 462,000株 |
|                        |                 | 交付者数                                | 14名      |

(注) 2. ①本新株予約権者は、平成30年3月期及び平成31年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益の累計額が下記(a)乃至(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 800百万円を超過した場合：行使可能割合:50%

(b) 1,000百万円を超過した場合：行使可能割合:100%

- ②新株予約権者が本新株予約権を行使するには、(i)権利行使時までに2年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役または従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、(ii)権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役または従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii)の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に(i)の要件のみをもって行使することができる。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

|                        |                          |                             |         |
|------------------------|--------------------------|-----------------------------|---------|
| 新株予約権の名称               | 第18回新株予約権                |                             |         |
| 発行決議日                  | 平成29年6月22日               |                             |         |
| 新株予約権の数                | 700個                     |                             |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 当社普通株式                   | 70,000株<br>(新株予約権1個につき100株) |         |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権と引換えに払い込みを要しない      |                             |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | 新株予約権1個当たり               | 76,300円<br>(1株当たり 763円)     |         |
| 権利行使期間                 | 平成32年6月24日から平成35年6月23日まで |                             |         |
| 行使の条件                  | (注3)                     |                             |         |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人                    | 新株予約権の数                     | 350個    |
|                        |                          | 目的となる株式の数                   | 35,000株 |
|                        |                          | 交付者数                        | 24名     |
|                        | 子会社の役員<br>及び使用人          | 新株予約権の数                     | 350個    |
|                        |                          | 目的となる株式の数                   | 35,000株 |
|                        |                          | 交付者数                        | 15名     |

- (注) 3. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

|                        |                            |           |         |
|------------------------|----------------------------|-----------|---------|
| 新株予約権の名称               | 第20回新株予約権                  |           |         |
| 発行決議日                  | 平成29年12月22日                |           |         |
| 新株予約権の数                | 850個                       |           |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 当社普通株式                     | 85,000株   |         |
|                        | (新株予約権1個につき100株)           |           |         |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権と引換えに払い込みを要しない        |           |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | 新株予約権1個当たり                 | 70,600円   |         |
|                        | (1株当たり)                    | 706円)     |         |
| 権利行使期間                 | 平成32年12月26日から平成35年12月25日まで |           |         |
| 行使の条件                  | (注4)                       |           |         |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人                      | 新株予約権の数   | 700個    |
|                        |                            | 目的となる株式の数 | 70,000株 |
|                        |                            | 交付者数      | 4名      |
|                        | 子会社の役員<br>及び使用人            | 新株予約権の数   | 150個    |
|                        |                            | 目的となる株式の数 | 15,000株 |
|                        |                            | 交付者数      | 1名      |

- (注) 4. ①本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、(i)権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。))のいずれかの地位を有し、かつ、(ii)権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。))のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii)の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に(i)の要件のみをもって行使することができる。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

|                        |        |                                    |         |
|------------------------|--------|------------------------------------|---------|
| 新株予約権の名称               |        | 第21回新株予約権                          |         |
| 発行決議日                  |        | 平成30年3月26日                         |         |
| 新株予約権の数                |        | 224個                               |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    |        | 当社普通株式 22,400株<br>(新株予約権1個につき100株) |         |
| 新株予約権の発行価額             |        | 新株予約権と引換えに払い込みを要しない                |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 |        | 新株予約権1個当たり 83,000円<br>(1株当たり 830円) |         |
| 権利行使期間                 |        | 平成33年3月27日から平成36年3月26日まで           |         |
| 行使の条件                  |        | (注5)                               |         |
| 使用人等への交付状況             | 子会社の役員 | 新株予約権の数                            | 224個    |
|                        |        | 目的となる株式の数                          | 22,400株 |
|                        |        | 交付者数                               | 1名      |

- (注)5. ①本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、(i)権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、(ii)権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii)の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に(i)の要件のみをもって行使することができる。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況

(平成30年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                            |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 守 本 正 宏 | FRONTEO USA, Inc. 取締役<br>株式会社FRONTEOヘルスケア代表取締役会長<br>株式会社FRONTEOコミュニケーションズ取締役                       |
| 取締役副社長    | 池 上 成 朝 | FRONTEO USA, Inc. 代表取締役<br>株式会社FRONTEOヘルスケア取締役<br>株式会社FRONTEOコミュニケーションズ取締役                         |
| 取 締 役     | 武 田 秀 樹 | 株式会社FRONTEOヘルスケア取締役<br>株式会社FRONTEOコミュニケーションズ取締役                                                    |
| 取 締 役     | 舟 橋 信   | 株式会社セキュリティ工学研究所取締役<br>一般社団法人日本画像認識協会理事<br>一般社団法人メディカルITセキュリティフォーラム理事                               |
| 取 締 役     | 桐 澤 寛 興 | 響き税理士法人代表社員<br>株式会社マネジメントファーム代表取締役                                                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 須 藤 邦 博 |                                                                                                    |
| 監 査 役     | 安 本 隆 晴 | 安本公認会計士事務所所長<br>株式会社ファーストリテイリング社外監査役<br>アスクル株式会社社外監査役<br>株式会社リンク・セオリー・ジャパン監査役<br>GROOVE X株式会社社外監査役 |
| 監 査 役     | 大 久 保 圭 | 長島・大野・常松法律事務所パートナー                                                                                 |

- (注) 1. 取締役舟橋信氏、取締役桐澤寛興氏、監査役須藤邦博氏、監査役安本隆晴氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役舟橋信氏、取締役桐澤寛興氏は、社外取締役であります。
3. 監査役須藤邦博氏、監査役安本隆晴氏及び監査役大久保圭氏は、社外監査役であります。
4. 監査役須藤邦博氏は、経理及び経営管理の知識が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役大久保圭氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|---------|-----------|
| 取 締 役 | 5 名     | 126,540千円 |
| 監 査 役 | 3 名     | 20,350千円  |
| 合 計   | 8 名     | 146,890千円 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月22日開催の第9回定時株主総会において年額350,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 2. 取締役の報酬等の額のうち社外取締役2名に対する報酬額は11,100千円であります。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年2月6日開催の臨時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。  
 4. 監査役の報酬等の額のうち社外監査役3名に対する報酬額は20,350千円であります。

## ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位       | 氏 名     | 兼 職 の 状 況                                                                                          |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 舟 橋 信   | 株式会社セキュリティ工学研究所取締役<br>一般社団法人日本画像認識協会理事<br>一般社団法人メディカルITセキュリティフォーラム理事                               |
| 社 外 取 締 役 | 桐 澤 寛 興 | 響き税理士法人代表社員<br>株式会社マネジメントファーム代表取締役                                                                 |
| 社 外 監 査 役 | 安 本 隆 晴 | 安本公認会計士事務所所長<br>株式会社ファーストリテイリング社外監査役<br>アスクル株式会社社外監査役<br>株式会社リンク・セオリー・ジャパン監査役<br>GROOVE X株式会社社外監査役 |
| 社 外 監 査 役 | 大 久 保 圭 | 長島・大野・常松法律事務所パートナー                                                                                 |

(注) 社外役員 of 重要な兼職先と当社との間には、重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

|            | 取締役会（18回開催） |      | 監査役会（16回開催） |      |
|------------|-------------|------|-------------|------|
|            | 出席回数        | 出席率  | 出席回数        | 出席率  |
| 取締役 舟橋 信   | 18回         | 100% | —           | —    |
| 取締役 桐澤 寛 興 | 18回         | 100% | —           | —    |
| 監査役 須藤 邦 博 | 18回         | 100% | 16回         | 100% |
| 監査役 安本 隆 晴 | 18回         | 100% | 16回         | 100% |
| 監査役 大久保 圭  | 18回         | 100% | 16回         | 100% |

(注) 1. 取締役舟橋信氏、取締役桐澤寛興氏、監査役須藤邦博氏、監査役安本隆晴氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

- ・ 取締役舟橋信氏は、元警察庁技術審議官としての豊富な経験と高い見識により、当社経営に関する助言や提言を行っております。
- ・ 取締役桐澤寛興氏は、税理士の資格を有しており、主に専門的見地から経験と見識に基づいて適宜発言を行っております。
- ・ 監査役須藤邦博氏は、経理及び経営管理の知識が豊富であり、長年の経験と幅広い見識により、適宜発言を行っております。
- ・ 監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、主に専門的見地から経験と見識に基づいて適宜発言を行っております。
- ・ 監査役大久保圭氏は、弁護士の資格を有しており、主に専門的見地から経験と見識に基づいて適宜発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称 EY新日本有限責任監査法人

なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

##### ② 報酬等の額

|                                     | 支払額       |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 150,000千円 |
| 当事業年度に係る会計監査人の非監査業務報酬の額             | — 千円      |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 150,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法及びPCAOB監査基準に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

当社の連結子会社であるFRONTEO USA, Inc. は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst & Young LLPの監査を受けており、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、当該監査報酬を含めております。

当事業年度における上記報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が56,600千円あります。

##### ③ 非監査業務の内容

当社はErnst & Young LLPに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である移転価格に係る税務アドバイスについての対価を支払っております。

##### ④ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬の見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。



⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と締結している個別の責任限定契約はございませんが、当社定款において会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会計監査人の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨の定めをしております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ。「コンプライアンス・マニュアル」を定め、取締役及び使用人の行動規範とする。
- ロ. 取締役は職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。
- ハ. 取締役の職務の執行状況は「監査役会規則」に基づき、監査役の監査を受ける。
- ニ. 内部監査室がコンプライアンスの遵守状況等を監査する。
- ホ. 取締役及び使用人のコンプライアンス違反行為を直接通報する制度を設ける。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会の議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存・管理する。
- ロ. 取締役及び監査役は、常時、取締役の職務執行に係る情報についての記録又は電磁媒体を閲覧することができる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 各部門所管業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部門にて管理する。
  - ロ. 組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行う。
  - ハ. 新たに生じたリスクへの対応については取締役会において速やかに対応を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 毎月1回開催の定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
  - ロ. 迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議において、取締役と執行役員による意見交換を行う。
  - ハ. 取締役は経営計画の達成に向けて職務を遂行し、各部門の業績・業務報告と改善策は適宜取締役会に報告され、審議される。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社のグループ会社に対しても、法令の遵守及び業務の適正と効率性を確保するための諸規程の整備とシステムの構築を行っていく。
  - ロ. 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行う。また、当社および子会社は、非支配株主保護のため、グループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
  - ハ. 取締役は、その職務内容に従い、当社のグループに属する会社が適正かつ効率的な経営を行うように指導していく。
  - ニ. 内部監査室はグループ会社に対しても、業務全般にわたる内部監査を実施する。
  - ホ. 監査役はグループ会社に対しても、業務執行状況等を監視、監査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当該使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制  
取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項のほか、次の事項を遅滞なく報告する。
- イ. 当社の業務に重大な影響を及ぼす事項
  - ロ. 内部監査室が行う内部監査の結果
  - ハ. 内部監査室が行う内部統制評価の結果
  - ニ. 内部通報制度による通報の状況
- ⑨ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役の半数以上は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
  - ロ. 監査役は、取締役との意見交換を定期的に行い、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
  - ハ. 監査役は、内部監査室、会計監査人との定期的な情報交換を行い、連携して監査の実効性を確保する。
  - ニ. 監査役は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。
- ⑩ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制  
当社は、グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために「経理規程」等関係規程類の一層の整備を進めるとともに、「財務報告に係る内部統制の基本方針書」を定め、これに基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施するとともに、その有効性を定期的に評価していく。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することをコンプライアンス・マニュアルの基本原則等に定め徹底していく。

⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役の職務執行について

取締役会規則等の社内規程を整備し、取締役が法令、定款、規則に従って行動するよう徹底している。毎月1回又は2回行われる取締役会においては、各議案の審議において活発な意見交換が行われ、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性が確保されている。

ロ. 監査役の職務執行について

監査役会は毎月1回以上開催され、監査役会において定めた監査計画に基づき、監査役は監査を実施している。また、取締役会及び社内会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的な情報交換等を行う等、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認している。

ハ. 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対しては、一定の基準に該当する事項については、事前に当社の取締役会等の重要な会議での承認と、その遂行状況を取締役会等に報告することを義務付ける等して、適切な経営がなされることを監督する体制を整備している。

ニ. コンプライアンス及びリスク管理について

内部通報制度を設けて、いつでもコンプライアンス違反行為やその疑いのある行為の存在を知った者が、当該行為を報告することができる体制を確保するために、24時間通報が可能な内部通報窓口のみならず外部通報窓口を設置し、周知している。また、大地震等の災害を想定した訓練、従業員の安全及び帰宅困難者のための物資の確保を継続的に行っている。

ホ. 反社会的勢力の排除について

契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を規定するとともに、すべての取引先について、反社会的勢力との関与の有無に関する情報の収集を定期的に行っている。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |            | 負 債 の 部           |            |
|---------------|------------|-------------------|------------|
| 流 動 資 産       | 8,190,510  | 流 動 負 債           | 4,144,020  |
| 現金及び預金        | 5,130,620  | 買掛金               | 143,900    |
| 受取手形及び売掛金     | 2,631,007  | 短期借入金             | 1,500,000  |
| 商 品           | 37,313     | 一年内返済予定の長期借入金     | 960,949    |
| 貯 蔵 品         | 3,425      | 未 払 金             | 275,411    |
| 繰延税金資産        | 110,158    | 未払法人税等            | 223,930    |
| その他           | 359,050    | 賞与引当金             | 16,094     |
| 貸倒引当金         | △81,065    | 事業整理損失引当金         | 190,847    |
| 固 定 資 産       | 6,388,277  | 繰延税金負債            | 4,879      |
| 有形固定資産        | 762,851    | その他               | 828,007    |
| 建物            | 296,829    | 固 定 負 債           | 6,081,166  |
| 減価償却累計額       | △149,471   | 新株予約権付社債          | 1,250,000  |
| 建物(純額)        | 147,357    | 長期借入金             | 4,044,314  |
| 工具、器具及び備品     | 1,421,973  | 繰延税金負債            | 303,489    |
| 減価償却累計額       | △976,048   | 退職給付に係る負債         | 40,836     |
| 工具、器具及び備品(純額) | 445,924    | 資産除去債務            | 45,248     |
| 車両運搬具         | 9,653      | その他               | 397,276    |
| 減価償却累計額       | △6,333     | 負 債 合 計           | 10,225,186 |
| 車両運搬具(純額)     | 3,320      | 純 資 産 の 部         |            |
| リース資産         | 248,411    | 株 主 資 本           | 4,071,382  |
| 減価償却累計額       | △82,161    | 資 本 金             | 2,507,346  |
| リース資産(純額)     | 166,249    | 資 本 剰 余 金         | 2,292,432  |
| 無 形 固 定 資 産   | 4,384,121  | 利 益 剰 余 金         | △728,370   |
| ソフトウエア        | 673,275    | 自 己 株 式           | △26        |
| の れ ん         | 1,807,080  | その他の包括利益累計額       | △23,129    |
| 顧客関連資産        | 1,671,594  | その他有価証券評価差額金      | 514,209    |
| その他           | 232,171    | 為替換算調整勘定          | △537,339   |
| 投資その他の資産      | 1,241,304  | 新株予約権             | 265,884    |
| 投資有価証券        | 848,714    | 非支配株主持分           | 39,464     |
| 差入保証金         | 124,074    | 純 資 産 合 計         | 4,353,601  |
| 長期預金          | 212,480    | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 14,578,787 |
| 繰延税金資産        | 3,296      |                   |            |
| その他           | 52,739     |                   |            |
| 資 産 合 計       | 14,578,787 |                   |            |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        |
|-------------------|------------|
| 売上高               | 12,217,770 |
| 売上原価              | 6,990,649  |
| 売上総利益             | 5,227,120  |
| 販売費及び一般管理費        | 5,049,405  |
| 営業利益              | 177,715    |
| 営業外収益             |            |
| 受取利息              | 2,658      |
| 受取配当金             | 11,250     |
| 受取家賃              | 15,696     |
| 条件付取得対価に係る公正価値変動額 | 46,478     |
| その他               | 9,106      |
| 営業外費用             |            |
| 支払利息              | 54,213     |
| シンジケートローン手数料      | 12,500     |
| 為替差損              | 207,622    |
| その他               | 5,142      |
| 経常損失              | 16,572     |
| 特別利益              |            |
| 新株予約権戻入益          | 11,130     |
| 固定資産売却益           | 446        |
| 特別損失              |            |
| 構造改革費用            | 781,372    |
| 減損損失              | 73,160     |
| 固定資産除却損           | 980        |
| 固定資産売却損           | 158        |
| 税金等調整前当期純損失       | 860,668    |
| 法人税、住民税及び事業税      | 43,630     |
| 法人税等調整額           | △86,792    |
| 当期純損失             | 817,506    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益   | 10,617     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失   | 828,124    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

|                        | 株 主 資 本   |           |          |      |           |
|------------------------|-----------|-----------|----------|------|-----------|
|                        | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金    | 自己株式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高              | 2,481,621 | 2,266,210 | 99,753   | △26  | 4,847,559 |
| 当 期 変 動 額              |           |           |          |      |           |
| 新 株 の 発 行              | 25,724    | 25,724    |          |      | 51,449    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△) |           |           | △828,124 |      | △828,124  |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減     |           | 497       |          |      | 497       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)    |           |           |          |      | —         |
| 当 期 変 動 額 合 計          | 25,724    | 26,222    | △828,124 | —    | △776,177  |
| 当 期 末 残 高              | 2,507,346 | 2,292,432 | △728,370 | △26  | 4,071,382 |

（単位：千円）

|                        | その他の包括利益累計額                   |                    |                                    | 新 株<br>予 約 権 | 非支配<br>株 主<br>持 分 | 純資産<br>合 計 |
|------------------------|-------------------------------|--------------------|------------------------------------|--------------|-------------------|------------|
|                        | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合<br>計 |              |                   |            |
| 当 期 首 残 高              | 272,559                       | △342,345           | △69,786                            | 208,560      | 32,344            | 5,018,678  |
| 当 期 変 動 額              |                               |                    |                                    |              |                   |            |
| 新 株 の 発 行              |                               |                    |                                    |              |                   | 51,449     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△) |                               |                    |                                    |              |                   | △828,124   |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減     |                               |                    |                                    |              |                   | 497        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)    | 241,650                       | △194,993           | 46,656                             | 57,323       | 7,119             | 111,100    |
| 当 期 変 動 額 合 計          | 241,650                       | △194,993           | 46,656                             | 57,323       | 7,119             | △665,077   |
| 当 期 末 残 高              | 514,209                       | △537,339           | △23,129                            | 265,884      | 39,464            | 4,353,601  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

①連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称については、「事業報告」の「1. (3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

②非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由  
該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社  
該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

- ・ 其他有価証券
- ・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

- ・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

###### ロ. デリバティブ

時価法によっております。

###### ハ. たな卸資産

- ・ 商品

当社は、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。ただし、一部の連結子会社の商品については、総平均法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- ・ 貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建 物       | 6～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～20年 |

###### ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、自社利用のものは社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、販売目的のものは見込有効期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。

また、顧客関連資産およびその他の無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、償却年数は次の通りであります。

|          |        |
|----------|--------|
| 顧客関連資産   | 10～15年 |
| その他の無形資産 | 2～10年  |



- |                        |                                                                                    |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ハ．リース資産                | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。                                                 |
| ③ 重要な引当金の計上基準          |                                                                                    |
| イ．貸倒引当金                | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ．賞与引当金                | 従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づく当連結会計年度費用負担額を計上しております。                                   |
| ハ．事業整理損失引当金            | 当社グループの行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。                                        |
| ④ 重要なヘッジ会計の方法          |                                                                                    |
| イ．ヘッジ会計の方法             | 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。       |
| ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象          | ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ<br>ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金(予定取引を含む)                                      |
| ハ．ヘッジ方針                | 借入金の為替及び金利変動リスクを回避する目的で実需に基づくものを対象に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。                   |
| ニ．ヘッジの有効性評価の方法         | 金利通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価を省略しております。                        |
| ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法       | 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。               |
| ⑥ のれんの償却方法及び償却期間       | のれんについては、15年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により規則的に償却しております。                                   |
| ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項 |                                                                                    |
| 消費税等の会計処理              | 税抜方式によっております。                                                                      |

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(原価計算方法の変更)

当社は、従来、ソフトウェア製作費のうち、ソフトウェアの機能の改良・強化を行うための費用総額について、工数を基にした配賦計算により各製品のソフトウェア計上額を算定していました。平成29年7月1日より、各製品の機能の改良・強化に直接要した費用については各製品に直課し、それ以外の費用については工数を基にした配賦計算により各製品に配賦する方法に変更しています。この変更は、ソフトウェアの原価管理を適時かつ精緻に行い、より適正なソフトウェアの評価及び期間損益計算を行うことを目的としており、研究開発部門の組織管理体制についてより一層の強化・確立したことにより、各製品の機能の改良・強化に直接要した費用の集計が明確に行えるようになったことを契機に行うものであります。

平成29年7月1日以前については変更後の原価計算を行うために必要な情報を保持していないため、この会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することは実務上不可能であります。そのため、平成29年7月1日におけるソフトウェアの帳簿価額を期首残高とみなして、平成29年7月1日から将来にわたり変更後の会計方針を適用しています。

この変更により、従来の方法によった場合と比較し、営業利益はそれぞれ4,545千円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ4,545千円増加しています。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取家賃」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が37,707千円含まれております。

### (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 関係会社株式 | 5,867,416千円 |
| 投資有価証券 | 848,700千円   |

なお、関係会社株式は連結上相殺消去されております。

担保に係る債務の金額

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 500,000千円   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 212,109千円   |
| 長期借入金         | 1,496,492千円 |

(3) 財務制限条項

借入金のうち、平成28年7月26日及び平成28年9月27日に締結したシンジケートローン契約、平成27年11月30日に締結した長期借入契約、平成30年1月17日に締結したコミットメントライン契約については、次のとおり財務制限条項が付されております。

① 平成28年7月26日締結 シンジケートローン

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 199,999千円 |
| 長期借入金         | 666,666千円 |

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成28年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

② 平成28年9月27日締結 シンジケートローン

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 60,000千円  |
| 長期借入金         | 210,000千円 |

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成28年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

③ 平成27年11月30日締結 長期借入契約

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 187,493千円   |
| 長期借入金         | 1,312,455千円 |

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

④ 平成27年11月30日締結 長期借入契約

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 126,809千円   |
| 長期借入金         | 1,320,626千円 |

イ.各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

⑤ 平成27年11月30日締結 長期借入契約

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 21,486千円  |
| 長期借入金         | 161,148千円 |

イ.各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

⑥ 平成27年11月30日締結 長期借入契約

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 85,300千円  |
| 長期借入金         | 175,866千円 |

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

⑦ 平成30年1月17日締結 コミットメントライン契約

|       |             |
|-------|-------------|
| 短期借入金 | 1,000,000千円 |
|-------|-------------|

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成29年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

当社グループは、上記①から⑦について、当連結会計年度において、2期連続して連結経常損失を計上したことにより、金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触している状況にあります。

しかしながら、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。

また、翌連結会計年度においては、リーガルテック事業において、当連結会計年度において実施したクロスボーダー営業体制の整備及び米回国子会社の構造改革の成果が通期で損益に寄与する見込みであります。AIソリューション事業においては、ビジネスインテリジェンス分野で金融や知財といった既存領域でのさらなる浸透に加え、新領域の開拓と事業拡大を加速させるためのマーケティングパートナーの育成も進めてまいります。ヘルスケア分野においては、製薬業界や医療機器メーカーへの業務改善コンサルの提供を進めるほか、共同研究・受託開発案件の獲得に注力いたします。このような施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 37,921,862株   | 108,000株     | 一株           | 38,029,862株  |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 630株          | 一株           | 一株           | 630株         |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 381,000株 |
|------|----------|

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。買掛金及び未払金に係る支払リスクは、適時に資金繰計画を作成し、リスク低減を図っております。

借入金及び新株予約権付社債の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金であります。また、借入金の為替及び金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引（金利通貨スワップ取引）を利用しています。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|                   | 連結貸借対照表<br>計上額(*1) | 時価(*1)      | 差額       |
|-------------------|--------------------|-------------|----------|
| (1) 現金及び預金        | 5,130,620          | 5,130,620   | —        |
| (2) 受取手形及び売掛金     | 2,631,007          | 2,631,007   | —        |
| 貸倒引当金(*2)         | △81,065            | △81,065     | —        |
|                   | 2,549,942          | 2,549,942   | —        |
| (3) 投資有価証券        | 848,700            | 848,700     | —        |
| (4) 買掛金           | (143,900)          | (143,900)   | —        |
| (5) 短期借入金         | (1,500,000)        | (1,500,000) | —        |
| (6) 未払金           | (275,411)          | (275,411)   | —        |
| (7) 新株予約権付社債      | (1,250,000)        | (1,348,412) | (98,412) |
| (8) 長期借入金(*3)     | (5,005,264)        | (5,008,554) | (3,289)  |
| (9) リース債務         | (137,941)          | (137,941)   | —        |
| (10) デリバティブ取引(*4) | (—)                | (—)         | —        |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。また、金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

- (注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- (1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (3) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
  - (4) 買掛金、(5) 短期借入金及び(6) 未払金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (7) 新株予約権付社債  
転換社債型新株予約権付社債の時価は、連結会計年度末の当社株式の株価（以下、期末株価）が転換価額を上回ったため、期末株価に新株予約権の行使による交付株式数を乗じて算出しております。なお、期末株価が転換価額を下回る場合には、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定することとしております。
  - (8) 長期借入金、(9) リース債務  
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。
  - (10) デリバティブ取引  
取引金融機関から提示された価格によっております。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額14千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 106円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 21円79銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は平成30年3月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成30年5月8日を効力発生日として、当社を存続会社、株式会社FRONTEOコミュニケーションズ(以下「FCC」といいます。)を消滅会社として吸収合併いたしました。

### (1) 合併の目的

FCCはこれまで、BtoCおよびBtoBtoCの領域で当社グループの人工知能KIBITを活用した製品に関するサービスを提供してまいりました。この度、当社におけるBtoB領域でAIソリューション事業を展開するビジネスインテリジェンス分野とFCCにおけるデジタルコミュニケーション分野を一体運営することにより、当社グループのAIソリューション事業の加速および経営の効率化を図るために、当社を吸収合併存続会社、FCCを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することといたしました。

### (2) 合併の要旨

#### ① 合併の日程

合併契約承認取締役会平成30年3月23日

合併契約締結日平成30年3月23日

合併期日平成30年5月8日

#### ② 合併の方式

当社を存続会社とし、FCCを消滅会社とする吸収合併であります。なお、合併に先立ち当社のFCCに対する債権のうち未収入金及び立替金の一部を放棄し、債務超過状態を解消した後で簡易合併手続きをしております。

当社が放棄する債権の種類・金額：未収入金192百万円 立替金28百万円

債権放棄実施日：平成30年5月2日

#### ③ 合併に係る割当の内容

本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払はありません。

#### ④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

FCCは、新株予約権及び新株予約権付社債は発行しておりません。

### (3) 吸収合併消滅会社の概要（平成30年3月期）

名称株式会社FRONTEOコミュニケーションズ

財政状態及び経営成績

資本金10百万円 営業損失84百万円

純資産△174百万円 経常損失84百万円

総資産166百万円 当期純損失84百万円

事業の内容 デジタルマーケティング事業

### (4) 合併後の状況

本合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・指名・事業内容・資本金及び決算期に変更はありません。

### (5) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(デット・エクイティ・スワップ契約)

当社は、平成30年5月21日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるFRONTEO USA, Inc. (以下、「当該連結子会社」といいます。)に対する貸付金を株式化 (デット・エクイティ・スワップ。以下、「DES」といいます。) することを決議いたしました。

(1) 連結子会社の概要

- |         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| ① 名称    | FRONTEO USA, Inc.                     |
| ② 本社所在地 | 1115 Broadway, New York, NY 10010 USA |
| ③ 代表者   | 池上 成朝                                 |
| ④ 事業内容  | eディスカバリ関連事業                           |
| ⑤ 資本金   | 100,000米ドル                            |
| ⑥ 株主構成  | 株式会社FRONTEO 100%                      |

(2) 手続きの概要

- |            |                                                                              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ① 実施理由     | 当該連結子会社の有利子負債の削減および資本の充実による財務内容の改善                                           |
| ② 実施内容     | 当社の当該連結子会社に対する貸付金10,000,000米ドルについて、DESを実施し、当該連結子会社が新たに発行する株式の100%を当社に割り当てます。 |
| ③ 増資後の株主構成 | 株式会社FRONTEO 100%                                                             |
| ④ 実施時期     | 平成30年5月22日                                                                   |

(新株予約権の行使による増資)

当連結会計年度終了後、平成30年6月29日までに、新株予約権の権利行使による払い込み及び新株式の発行が行われております。

- |             |          |
|-------------|----------|
| ① 行使新株予約権の数 | 820個     |
| ② 発行した株式数   | 82,000株  |
| ③ 行使の総額     | 93,120千円 |
| ④ 資本金増加額    | 46,560千円 |
| ⑤ 資本剰余金増加額  | 46,560千円 |



(新株予約権の割当)

平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会において決議いたしました「ストックオプションとしての新株予約権発行の件」について、平成30年6月25日開催の当社取締役会において、第22回新株予約権の割当てを行うことを決議しました。その概略は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の発行日  
平成30年6月26日
- (2) 新株予約権の発行数  
266個（新株予約権1個につき普通株式100株）
- (3) 新株予約権の発行価額  
金銭の払込みは要しない
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 26,600株
- (5) 新株予約権の行使に関する払込金額  
1株につき 1,161円
- (6) 新株予約権の行使期間  
平成33年6月27日から平成36年6月26日
- (7) 新株予約権の割当対象者及び割当数
  - ① 当社の従業員 23名 56個
  - ② 当社子会社の取締役 1名 26個
  - ③ 当社子会社の従業員 15名 184個

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       | 負 債 の 部                 |
|---------------|-------------------------|
| 流 動 資 産       | 流 動 負 債                 |
| 8,155,840     | 4,160,593               |
| 現 金 及 び 預 金   | 買 掛 金                   |
| 2,581,583     | 166,514                 |
| 売 掛 金         | 短 期 借 入 金               |
| 2,542,497     | 1,500,000               |
| 商 品           | 一年内返済予定の長期借入金           |
| 16            | 960,949                 |
| 貯 蔵 品         | リ ー ス 債 務               |
| 2,460         | 18,319                  |
| 前 払 費 用       | 未 払 金                   |
| 89,861        | 1,167,780               |
| 関係会社短期貸付金     | 未 払 費 用                 |
| 1,523,900     | 47,477                  |
| 関係会社立替金       | 未 払 法 人 税 等             |
| 1,209,657     | 162,161                 |
| 繰延税金資産        | 未 払 消 費 税 等             |
| 20,613        | 77,723                  |
| その他の          | 前 受 金                   |
| 532,969       | 24,104                  |
| 貸倒引当金         | 預 り 金                   |
| △347,719      | 35,561                  |
| 固 定 資 産       | 固 定 負 債                 |
| 8,799,634     | 5,607,252               |
| 有 形 固 定 資 産   | 新 株 予 約 権 付 社 債         |
| 340,776       | 1,250,000               |
| 建 物           | 長 期 借 入 金               |
| 213,749       | 4,044,314               |
| 減価償却累計額       | リ ー ス 債 務               |
| △105,630      | 45,723                  |
| 建物(純額)        | 退 職 給 付 引 当 金           |
| 108,118       | 38,209                  |
| 工具、器具及び備品     | 資 産 除 去 債 務             |
| 540,247       | 45,248                  |
| 減価償却累計額       | 繰 延 税 金 負 債             |
| △366,218      | 183,099                 |
| 工具、器具及び備品(純額) | そ の 他                   |
| 174,028       | 657                     |
| リ ー ス 資 産     | 負 債 合 計                 |
| 85,974        | 9,767,845               |
| 減価償却累計額       | 純 資 産 の 部               |
| △27,345       | 株 主 資 本                 |
| リース資産(純額)     | 6,407,534               |
| 58,628        | 資 本 金                   |
| 無 形 固 定 資 産   | 2,507,346               |
| 825,687       | 資 本 剰 余 金               |
| ソフトウェア        | 2,294,805               |
| 621,519       | 資 本 準 備 金               |
| ソフトウェア仮勘定     | 2,239,096               |
| 135,307       | そ の 他 資 本 剰 余 金         |
| その他の          | 55,709                  |
| 68,860        | 利 益 剰 余 金               |
| 投資その他の資産      | 1,605,409               |
| 7,633,170     | そ の 他 利 益 剰 余 金         |
| 投資有価証券        | 1,605,409               |
| 848,714       | 繰 越 利 益 剰 余 金           |
| 関係会社株式        | 1,605,409               |
| 6,464,747     | 自 己 株 式                 |
| 長期預金          | △26                     |
| 212,480       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |
| 出 資 金         | 514,209                 |
| 10            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |
| 長期前払費用        | 514,209                 |
| 34,211        | 新 株 予 約 権               |
| 差入保証金         | 265,884                 |
| 73,006        | 純 資 産 合 計               |
|               | 7,187,629               |
| 資 産 合 計       | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       |
| 16,955,474    | 16,955,474              |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 4,664,406 |
| 売上原価         | 2,147,517 |
| 売上総利益        | 2,516,888 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,803,528 |
| 営業利益         | 713,360   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 21,518    |
| 受取配当金        | 11,250    |
| 業務受託料        | 6,120     |
| 貸倒引当金戻入益     | 156,061   |
| その他          | 2,203     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 29,815    |
| 為替差損         | 210,056   |
| シンジケートローン手数料 | 12,500    |
| その他          | 4,232     |
| 経常利益         | 653,909   |
| 特別利益         |           |
| 新株予約権戻入益     | 11,130    |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 980       |
| 貸倒引当金繰入額     | 174,088   |
| 関係会社株式評価損    | 20,000    |
| 税引前当期純利益     | 469,970   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 151,035   |
| 法人税等調整額      | 30,056    |
| 当期純利益        | 288,878   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

|                             | 株 主 資 本   |           |          |           |                     |           |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|---------------------|-----------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     |          |           | 利益剰余金               |           |
|                             |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |
| 当 期 首 残 高                   | 2,481,621 | 2,213,371 | 55,709   | 2,269,081 | 1,316,530           | 1,316,530 |
| 当 期 変 動 額                   |           |           |          |           |                     |           |
| 新 株 の 発 行                   | 25,724    | 25,724    |          | 25,724    |                     |           |
| 当 期 純 利 益                   |           |           |          |           | 288,878             | 288,878   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |           |          |           |                     |           |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 25,724    | 25,724    | —        | 25,724    | 288,878             | 288,878   |
| 当 期 末 残 高                   | 2,507,346 | 2,239,096 | 55,709   | 2,294,805 | 1,605,409           | 1,605,409 |

（単位：千円）

|                             | 株 主 資 本 |           | 評価・換算<br>差額等     |                | 新株予約権   | 純資産合計     |
|-----------------------------|---------|-----------|------------------|----------------|---------|-----------|
|                             | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差<br>額等合計 |         |           |
| 当 期 首 残 高                   | △26     | 6,067,207 | 272,559          | 272,559        | 208,560 | 6,548,327 |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |                  |                |         |           |
| 新 株 の 発 行                   |         | 51,449    |                  |                |         | 51,449    |
| 当 期 純 利 益                   |         | 288,878   |                  |                |         | 288,878   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           | 241,650          | 241,650        | 57,323  | 298,974   |
| 当 期 変 動 額 合 計               | —       | 340,327   | 241,650          | 241,650        | 57,323  | 639,301   |
| 当 期 末 残 高                   | △26     | 6,407,534 | 514,209          | 514,209        | 265,884 | 7,187,629 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

##### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建 物       | 6～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～20年 |

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、自社利用のものは社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法、販売目的のものは見込有効期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。

また、その他の無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、償却年数は8～10年であります。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づく当事業年度費用負担額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。

#### (4) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ

##### ③ ヘッジ方針

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金(予定取引を含む)

借入金の為替及び金利変動リスクを回避する目的で実需に基づくものを対象に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

金利通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価を省略しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

#### (原価計算方法の変更)

当社は、従来、ソフトウェア製作費のうち、ソフトウェアの機能の改良・強化を行うための費用総額について、工数を基にした配賦計算により各製品のソフトウェア計上額を算定していました。平成29年7月1日より、各製品の機能の改良・強化に直接要した費用については各製品に直課し、それ以外の費用については工数を基にした配賦計算により各製品に配賦する方法に変更しています。

この変更は、ソフトウェアの原価管理を適時かつ精緻に行い、より適正なソフトウェアの評価及び期間損益計算を行うことを目的としており、研究開発部門の組織管理体制についてより一層の強化・確立したことにより、各製品の機能の改良・強化に直接要した費用の集計が明確に行えるようになったことを契機に行うものであります。

平成29年7月1日以前については変更後の原価計算を行うために必要な情報を保持していないため、この会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することは実務上不可能であります。そのため、平成29年7月1日におけるソフトウェアの帳簿価額を期首残高とみなして、平成29年7月1日から将来にわたり変更後の会計方針を適用しています。

この変更により、従来の方法によった場合と比較し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,545千円減少しています。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が91千円含まれております。

#### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区掲記されたもの以外で、各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

|        |             |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 2,196,913千円 |
| 短期金銭債務 | 1,131,180千円 |

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 関係会社株式 | 5,867,416千円 |
| 投資有価証券 | 848,700千円   |

担保に係る債務の金額

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 500,000千円   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 212,109千円   |
| 長期借入金         | 1,496,492千円 |

(4) 保証債務

当社の子会社であるFRONTEO USA, Inc. の不動産賃借に関して債務保証を行っています。

保証先

|      |                |
|------|----------------|
| 金融機関 | 131,238千円      |
|      | (1,235,304米ドル) |

(5) 財務制限条項

借入金のうち、平成28年7月26日及び平成28年9月27日に締結したシンジケートローン契約、平成27年11月30日に締結した長期借入契約、平成30年1月17日に締結したコミットメントライン契約については、次のとおり財務制限条項が付されております。

① 平成28年7月26日締結 シンジケートローン契約

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 199,999千円 |
| 長期借入金         | 666,666千円 |

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成28年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

② 平成28年9月27日締結 シンジケートローン契約

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 60,000千円  |
| 長期借入金         | 210,000千円 |

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成28年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

③ 平成27年11月30日締結 長期借入契約

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 187,493千円   |
| 長期借入金         | 1,312,455千円 |

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

④ 平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 126,809千円

長期借入金 1,320,626千円

イ.各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

⑤ 平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 21,486千円

長期借入金 161,148千円

イ.各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

⑥ 平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 85,300千円

長期借入金 175,866千円

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

⑦ 平成30年1月17日締結 コミットメントライン契約

短期借入金 1,000,000千円

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成29年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

当社は、上記①から⑦について、当連結会計年度において、2期連続して連結経常損失を計上したことにより、金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触している状況にあります。

しかしながら、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。

また、翌連結会計年度においては、リーガルテック事業において、当連結会計年度において実施したクロスボーダー営業体制の整備及び米国子会社の構造改革の成果が通期で損益に寄与する見込みであります。AIソリューション事業においては、ビジネスインテリジェンス分野で金融や知財といった既存領域でのさらなる浸透に加え、新領域の開拓と事業拡大を加速させるためのマーケティングパートナーの育成も進めてまいります。ヘルスケア分野においては、製薬業界や医療機器メーカーへの業務改善コンサルの提供を進めるほか、共同研究・受託開発案件の獲得に注力いたします。このような施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。



#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 402,471千円 |
| 仕入高        | 277,038千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 38,717千円  |
| 営業取引以外の取引高 | 26,113千円  |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 630株        | 一株         | 一株         | 630株       |

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

##### ① 流動資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 貸倒引当金     | 106,486千円  |
| 未払事業税     | 13,142千円   |
| 未払費用      | 5,731千円    |
| その他       | 1,739千円    |
| 繰延税金資産 小計 | 127,100千円  |
| 評価性引当額    | △106,486千円 |
| 繰延税金資産 合計 | 20,613千円   |

##### ② 固定資産

|                |           |
|----------------|-----------|
| 退職給付引当金        | 11,701千円  |
| 減価償却超過額        | 25,728千円  |
| 関係会社株式評価損      | 35,736千円  |
| 資産除去債務         | 13,857千円  |
| 一括償却資産         | 811千円     |
| 新株予約権          | 8,473千円   |
| その他            | 6,594千円   |
| 繰延税金資産 小計      | 102,904千円 |
| 評価性引当額         | △83,955千円 |
| 繰延税金資産 合計      | 18,949千円  |
| 繰延税金負債(固定)との相殺 | △18,949千円 |
| 繰延税金資産の純額      | 一千円       |

(繰延税金負債)

|                |            |
|----------------|------------|
| その他有価証券評価差額金   | △193,705千円 |
| 資産除去債務         | △8,343千円   |
| 繰延税金負債合計       | △202,048千円 |
| 繰延税金資産(固定)との相殺 | 18,949千円   |
| 繰延税金負債の純額      | △183,099千円 |

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類  | 会社等の名称               | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容   |                                                 | 取引の内容           | 取引金額(千円) | 科目        | 期末残高(千円)  |
|-----|----------------------|----------------|--------|-------------------------------------------------|-----------------|----------|-----------|-----------|
|     |                      |                | 役員の兼任等 | 事業上の関係                                          |                 |          |           |           |
| 子会社 | FRONTEO USA, Inc.    | (所有) 100%      | 2名     | 役務の提供<br>役員の兼任<br>資金の援助<br>不動産賃借に関する保証<br>(注 4) | ロイヤリティーの受取等(注1) | 201,392  | 売掛金       | 996,270   |
|     |                      |                |        |                                                 | サービス業務の委託(注1)   | 267,702  | 買掛金       | 89,711    |
|     |                      |                |        |                                                 | 他の関係会社の債務の立替    | 462,209  | 未払金       | 605,123   |
|     |                      |                |        |                                                 | 資金の立替           | 39,957   | 立替金       | 219,198   |
|     |                      |                |        |                                                 | 資金の貸付(注2)       | 318,720  | 短期貸付金     | 1,450,176 |
|     |                      |                |        |                                                 | 利息の受取(注2)       | 18,328   | その他流動資産   | 83,243    |
| 子会社 | FRONTEO Korea, Inc.  | (所有) 100%      | 1名     | 役務の提供<br>役員の兼任<br>資金の援助                         | ロイヤリティーの受取等(注1) | 61,921   | 売掛金       | 422,117   |
|     |                      |                |        |                                                 | 資金の立替           | 108,565  | 立替金       | 282,929   |
|     |                      |                |        |                                                 | 他の関係会社の債務の立替    | 10,475   | 未払金       | 385,729   |
| 子会社 | FRONTEO Taiwan, Inc. | (所有) 100%      | 2名     | 役務の提供<br>役員の兼任<br>資金の援助                         | ロイヤリティーの受取等(注1) | 110,010  | 売掛金(注3)   | 199,264   |
|     |                      |                |        |                                                 | 資金の立替           | 475,850  | 立替金(注3)   | 646,665   |
|     |                      |                |        |                                                 | 資金の貸付の回収(注2)    | 65,305   | 短期貸付金(注3) | 73,724    |
| 子会社 | 株式会社<br>FRONTEOヘルスケア | (所有) 99.8%     | 3名     | 役務の提供<br>役員の兼任                                  | 資金の立替           | 43,769   | その他流動資産   | 181,672   |

|     |                               |              |    |                |       |        |                     |         |
|-----|-------------------------------|--------------|----|----------------|-------|--------|---------------------|---------|
| 子会社 | 株式会社<br>FRONTEO<br>コミュニケーションズ | (所有)<br>100% | 3名 | 役務の提供<br>役員の兼任 | 資金の立替 | 77,644 | その他<br>流動資産<br>(注3) | 199,649 |
|-----|-------------------------------|--------------|----|----------------|-------|--------|---------------------|---------|

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ロイヤリティーの受取等及びサービス業務の委託については、契約に基づき合理的に決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利及び当社の調達金利を勘案して合理的に利率を決定しております。
3. 子会社への債権に対し、346,737千円の貸倒引当金を計上しております。
4. FRONTEO USA, Inc.の不動産賃借につき、債務保証を行っております。
5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
6. 上記金額には為替差損益が含まれております。

役員および個人主要株主等

| 属性               | 会社等の名称<br>または氏名 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事<br>者との関<br>係 | 取引の内容                          | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------------------|-----------------|----------------------------|-------------------|--------------------------------|--------------|----|--------------|
| 重要な<br>子会社<br>役員 | 石井 静太郎          | (被所有)<br>－%                | 子 会 社<br>取 締 役    | ストックオプ<br>ションの権利<br>行使<br>(注2) | 7,265        | －  | －            |

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 平成24年6月22日定時株主総会の決議により発行した会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権の権利行使であります。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 182円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 7円60銭   |

#### 9. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の「連結注記表(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年6月29日

株式会社FRONTEO

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |         |   |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 香 山 良   | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田 中 卓 也 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社FRONTEOの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FRONTEO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月29日

株式会社FRONTEO

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |         |   |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 香 山 良   | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田 中 卓 也 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社FRONTEOの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月29日

|              |         |
|--------------|---------|
| 株式会社 FRONTEO | 監査役会    |
| 常勤監査役（社外監査役） | 須藤 邦博 ㊟ |
| 監査役（社外監査役）   | 安本 隆晴 ㊟ |
| 監査役（社外監査役）   | 大久保 圭 ㊟ |

以上

# 株主総会継続会会場ご案内図

東京都港区高輪四丁目10番30号

品川プリンスホテル メインタワー19階 ゴールド19

電話番号 (03) 3440-1111



## 交通のご案内

- ・新幹線、JR線、京浜急行の品川駅前（高輪口）徒歩2分。

※駐車場には限りがございますので、電車・バスをご利用下さい。

※時間によりウイング高輪は通行できない場合がございますのでご了承下さい。